

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

年金受給者のみなさんへ 「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月2日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成26年分「扶養親族等申告書」が送付される方		
年 齢	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）
住民・環境部門 担当：石戸

後期高齢者医療被保険者のみなさんへ

整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受けるときは、次のように保険証を使える場合と使えない場合がありますので、ご注意ください。

○保険証を使えるとき

医師や柔道整復師に、外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫など（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断または判断され、施術を受けたとき

※内科的要因によるときは使えません。また、骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

○保険証を使えないとき

- ・単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷などで治療中のもの
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

○施術を受ける時の注意

- ・負傷の原因を正確にきちんと伝えましょう
- ・療養費支給申請書の受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）には、原則として患者の自筆による記入が必要となります
- ・施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう
- ・領収書を受け取り、大切に保管しましょう

【お問合せ】青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

国民健康保険税（3期）、後期高齢者医療保険料（3期）の納期は、

12月2日(月)

です。忘れずに納入しましょう！

※諸事情により、納期ごとの支払いが困難な方は、分割による支払いも可能です。
お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。